

IV. 温暖化防止対策

1. 取組方針

市の事務事業に伴う温室効果ガス削減は、次の考えのもと、取り組んでいきます。

Step 1

まず減らす

市の事務事業を通じて、温室効果ガス及び環境負荷を減らすために、過剰に使用していたエネルギーや資源の消費を抑制し、廃棄物の排出を削減します。

Step 2

効率的に利用する

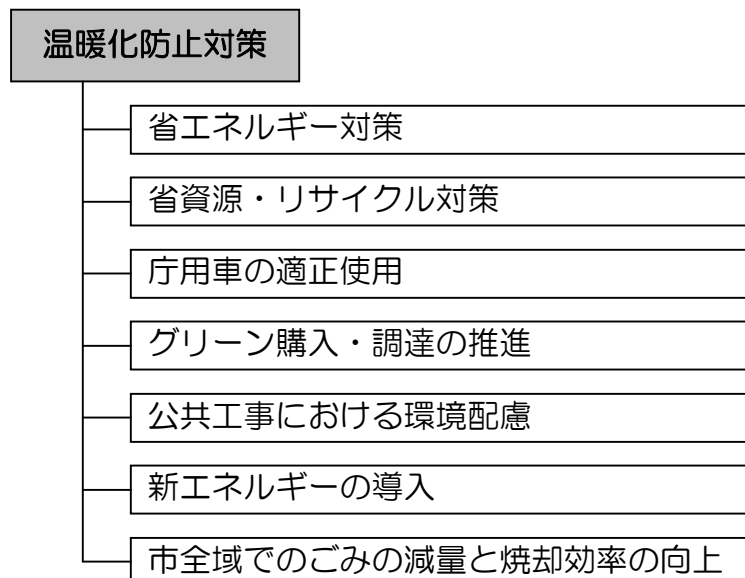
市民等のみなさんのご理解・ご協力をいただきながら、行政サービスの質を損なうことなく、快適で効率的な職場環境を確保し、エネルギーや資源の効率的な利用を図ります。

Step 3

環境に投資する

中長期的な視点で、費用対効果を踏まえ、省エネルギー型、低CO₂型の施設・設備を導入します。

● 温暖化防止対策の体系



2. 取組項目

市の事務事業に伴う温室効果ガス削減の取組項目を、次のとおり示します。これらの取組項目は、あくまでも指針であり、運用上、財政上、技術上の制約を踏まえ、実施可能かつ実効性のある取組を選択し、実践していきます。なお、取組項目の選択の指針は、次のとおりです。

① できるところから

まずは、無理せず、できるところから。つらい思いをして、取り組むだけでは継続しません。

これらの取組は、オフィスでの紙・ごみ・電気の節約だけにとどまらず、施策・事業においても応用します。

② どうせやるなら一石二鳥

温暖化防止に取り組むと同時に、さまざまな効果が得られる取組を選びます。例えば、コスト削減、事務作業の効率化、市民等への普及・啓発・満足度の向上、職員の意識向上などのメリットが期待できる取組があります。

③ 行政サービスの質を保つ

温暖化防止の取組を進めることによって、行政サービスの質が低下することは絶対に避けなければなりません。市民等のみなさんのご理解・ご協力をいただきながら、実施可能な範囲で取り組みます。

④ 市民や事業者の模範たれ

職員は、市民や事業者の方々の模範となるように、積極的に温暖化防止に取り組みます。

⑤ 楽しく、心地よく、持続可能であること

“環境のために貢献しよう”という前向きな気持ちで取り組みます。

例えば、健康と環境の両面に寄与することを選択したり、遊び心を持って進めたりして温暖化防止に取り組みます。

省エネルギー対策

■まず減らす

- 夜間・休日・昼休みは、必要以外の照明を消灯する。
- 会議室やトイレの未使用時は照明を消す。
- 残業時には、不要な照明を消す。
- 屋外照明は、可能な限り、時間短縮や間引き消灯をする。
- 冷暖房の使用期間や時間の短縮に努める。
- 照明の間引きの消灯を徹底する。
- OA 機器を使わないときは、電源を切る。可能なときはプラグを抜く。
- ノー残業デー（水曜日）を徹底する。
- エレベーターの利用を控え、階段を利用する。

■効率的に利用する

- 冷暖房の温度を適切に調整する（室内温度・冷房28度、暖房20度を目安とする）
- 建物の断熱性の向上（外気の流入遮断、反射ガラスの採用等を図る）
- クールビズやウォームビズなど、室温にあわせた服装にする。
- ブラインドの有効利用、窓や出入口のこまめな開け閉めなどにより、冷暖房の効率的な利用を図る。
- エネルギー利用の合理化に努める（深夜電力利用、コージェネレーションシステムの導入等）
- ボイラー等の適正運転の管理、燃焼効率の向上を図る。
- 自動販売機の台数の適正化、省エネ型の自動販売機の設置を要請する。

■環境に投資する

- 照明等は、高効率型の照明器具や自動制御装置を導入する。
- OA機器などは、省エネ性マークや国際エネルギースターロゴのついた製品など、省エネルギー型製品を購入する。
- 家電製品等は、省エネ性マークが付いていて、省エネ基準達成率及びエネルギー消費効率が基準を満たす製品を購入する。
- 窓ガラスに、日照調整フィルムを設置する。
- 庁舎の施設・設備の改修にあたっては、計画段階から省エネルギー対策を進める。空調、給湯、照明等の使用形態を把握し、高効率、省エネタイプのものを用いる。
- 省エネ型建築設備を導入する（エリアに配慮したスイッチ回路、電力平準化設備の採用）
- 燃料設備を改修する（LP ガス、灯油、都市ガス等の燃料設備の改修、重油を燃料としている設備の見直し等）
- 建物等を緑化し、室温の上昇を抑制する（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ等）

省資源・リサイクル対策

<省資源・リサイクル対策>

■まず減らす

- 紙類の使用量を抑制する。
 - 両面印刷・両面コピー
 - 重複のない資料の作成
 - 刊行物の適正部数の印刷
 - 庁内LAN、電子メールの活用
 - 使用済みの封筒は内部交換文書等に再利用
- ごみを作らない、ごみを減らす。
 - 仕事で使った紙をごみにしない
 - くず入れの削減
 - 職員が持ち込んだごみ（新聞、雑誌、弁当の空き箱など）の各自持ち帰り
- 水道の流しっぱなしをしない。
- トイレの2度流しをしない。
- 市主催イベント等でごみの持ち帰りを呼びかける。

■効率的に利用する

- ビン・缶・ペットボトルのリサイクルを徹底する。
 - 購入したところに戻す
 - 市施設の自動販売機で購入した清涼飲料水の空き缶は、購入した場所のボックスに返却
- 紙ゴミのリサイクルを徹底する。
 - 紙の分別廃棄
 - シュレッターの使用は、個人情報等に記載された書類に限る
 - リサイクルの可能性の検討
- 印刷物は、再生紙を利用する。
- 再生紙等のリサイクルルートを確保する。
- 印刷した再生紙への再生紙マークを表示する。
- 機密文書のリサイクルにあたっては、個人情報保護を考慮する。
- 備品類、機器類の修繕、長期使用、再利用を行う。
- 在庫物品は、積極的に使用するようにする。
- 水使用量の抑制に努める（トイレ用水の水圧調整、洗面所での弁調整庁用車の洗車方法の改善等）
- 物品の共有化による効率的利用や詰替え製品の利用による長期使用に努める。
- 市主催イベント等での使い捨て容器の使用を控える（エコカップの利用）

■環境に投資する

- 生ごみ処理機の導入など、生ゴミリサイクルを行う。
- 水利用の合理化に努める（節水コマや節水フラッシュバルブの設置、処理水や雨水の再利用等）
- 雨水の地下浸透に努める（透水性舗装、浸透マス等）
- 空調設備や消火設備を設置する際には、ノンフロン型を採用する。

庁用車の適正使用

■まず減らす

- 自動車による通勤は、原則禁止とする。
- 自転車や公共交通機関が利用可能な距離、時間帯の場合は、これらの手段を利用する。
- 出張などは極力、公共交通機関を利用する。（特に水曜日）
- 毎週水曜日、通年でノーカーデーとする。
- 自転車運転日報の記入を徹底する。

■効率的に利用する

- 庁用車の台数を見直す。
- 相乗りを励行する。
- エコドライブ、アイドリングストップを実施する。
 - 不要なアイドリングはしない
 - 人待ちや荷物の積卸し時、踏み切り待ちのときは、エンジンを切る
 - 急発進、急加速をせず、省エネ運転に努める
 - 無駄な荷物は、積載しない
- タイヤの空気圧の調整、エンジンのメンテナンスなど庁用車の整備を行う。

■環境に投資する

- 八都府市指定低公害車や低燃費車（軽自動車を含む）を導入する。
- アイドリングストップ装置の導入に努める。

グリーン購入・調達の推進

■まず減らす

- 無駄な物品を買わない。
- 物品を大切に扱い、長期間の使用を心がける。

■効率的に利用する、環境に投資する

- グリーン購入法特定調達物品情報提供システムを利用し、グリーン購入・調達を行う。
 - 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
 - 資源やエネルギーの消費が少ないこと
 - 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
 - 長期間の使用ができること
 - 再使用が可能であること
 - リサイクルが可能であること
 - 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること
 - 廃棄されるとき、処理や処分が容易なこと
 - 間伐材、未利用繊維など、化石燃料由来でない素材を利用していること
- エコマーク、グリーンマーク、ツリーフリーマーク、非木材紙マーク等のついている環境ラベルリング商品を優先的に購入する。
- 無包装や簡易包装された商品を購入する。
- 委託業者等に対して、提出書類に再生紙の利用など、グリーン購入・調達への協力を要請する。

●グリーン購入・調達

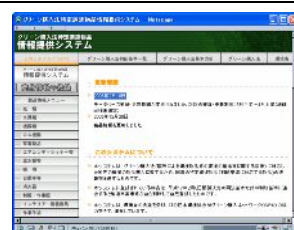
グリーン購入・調達とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

グリーン購入・調達は、購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

● グリーン購入法特定調達物品情報提供システム

グリーン購入法特定調達物品情報提供システムは、グリーン購入法を受けて、国等の機関が物品を購入する際に、参考となる情報を提供することを目的としています。

<http://gpl-db.mediapress-net.com/gpl-db/index.hgh>



● グリーン購入法特定調達物品情報提供システム

<p>エコマーク</p> 	<p>国際エネルギースタープログラム</p> 	<p>低排出ガス車認定（平成17年基準）</p> 	<p>環境・エネルギー優良建築物マーク表示制度</p> 
<p>再生紙使用マーク</p> 	<p>省エネルギーバリング制度</p> 	<p>牛乳パック再利用マーク</p> 	<p>環境共生住宅認定制度</p> 
<p>グリーンマーク</p> 	<p>自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領</p> 	<p>間伐材マーク</p> 	<p>衛生マーク</p> 
<p>PCグリーンラベル</p> 	<p>低排出ガス車認定（平成12年基準）</p> 	<p>PETボトルリサイクル推奨マーク</p> 	<p>FSC認証制度(森林認証制度)</p> 

公共工事における環境配慮

<計画・設計段階での配慮>

公共工事の計画・設計にあたり、設計委託業者と協議しながら、次の環境配慮基準に配慮した仕様書や設計書を作成する。

- 高耐構造や長く使用できる材料の採用
- 太陽光発電や雨水利用、自然採光といった自然エネルギーの導入
- 電気設備及び機械設備について省エネルギー設備の導入
- 節水器具、機材の採用、浸透ます・浸透トレンチの採用
- 屋上・壁面・ベランダ・敷地内での緑化の推進
- 建設廃棄物の少ない施工技術・施工方法の採用
- 低騒音・低振動・低排出ガス型作業機械の採用
- 地下水脈保護・雨水浸透・緑化への配慮

<実施・施工段階での配慮>

公共工事の実施・施工にあたり、仕様書や設計書及び次の環境配慮基準を満たすよう、工事業者に対して指示・監督する。

- 周辺住民への事前説明会等の開催
- 土地の掘削を伴う工事は、掘削度量の削減及び現場内利用（必要に応じて他の部・課及び関係機関との相互利用を図る）
- アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊のリサイクル
- 廃ガラス、陶磁器片等のリサイクル
- アルミニウムくず、鉄くず等のリサイクル
- その他建設副産物のリサイクル
- マニフェストの写しの保管（廃棄物の適正処理の監督）

新エネルギーの導入

- 和光市新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電、太陽熱温水器、新エネルギーによる街路灯、天然ガスコージェネレーションなどの導入を図る。

市全域でのごみ減量と焼却効率の向上

- 一般廃棄物処理基本計画などに基づき、市全域でのごみ減量とごみの焼却効率の向上を図る。